

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る平成26年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

平成25年11月26日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

「世田谷区立小・中学校における外国人英語教育指導等業務委託（単価契約）」

（区立小学校64校）（区立中学校29校）

以上 2件

(2) 業務内容

世田谷区立小学校における英語活動における英語指導等補助業務

世田谷区立中学校における外国語（英語）授業等における英語指導等補助業務

(3) 履行期間

平成26年4月1日～平成27年3月31日

(4) 募集区分

小学校64校、中学校29校の2件に分けて契約する。複数案件に参加表明することは可能だが、選定されるのは1件のみ。複数案件に参加表明する際は、第1順位として希望する案件を明記すること。

2 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないものであること、及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(2) 世田谷区の競争入札参加資格を有していること。

(3) 世田谷区から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。

(5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

(6) 平成22年度以降に外国人英語教育指導等業務に関する他自治体での事業実

績が述べ30件以上あること、または、平成22年度以降に東京23区内での事業実績が1件以上あること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 業務の実績、経営の状況等
- (2) 管理体制、緊急時対応等
- (3) 従事者の採用方法、採用基準、研修体制、健康管理体制
- (4) 教材、カリキュラムの内容及び作成能力
- (5) 運営等経費の妥当性

5 手続等

(1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号
世田谷区教育委員会事務局教育指導課(第2庁舎3階36番窓口)
電話 03-5432-2724 ファクシミリ 03-5432-3041

(2) 提案条件説明書の交付期間、場所及び方法

ア 期間 平成25年11月26日(火)から平成25年12月6日(金)
土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時

イ 場所 (1)に同じ。

ウ 方法 希望者に直接無償交付する。

(3) 参加表明書の受付期間、場所及び方法

ア 期間 上記(2)アに同じ。

イ 場所 (1)に同じ。

ウ 方法 持参又はファクシミリによる。

(4) 提案書の受領期限並びに場所及び方法

ア 受領期限 平成26年1月6日(月)午後5時まで

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参に限る。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相

手方との随意契約により締結する予定の有無 有（平成27年度～平成28年度の同委託業務。ただし、平成27年度以降の契約については、契約予定年度の予算配当を条件とする。また、履行状況等により、随意契約を締結しない場合がある。）

- （5）関連情報を入手するための照会窓口 5（1）に同じ。
- （6）区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- （7）本件においては、再委託を認めない。
- （8）詳細は、提案条件説明書による。